

慶應義塾大学文学研究科  
哲学・倫理学専攻 倫理学分野  
石田京子

## 「自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想」

### (主論文要約)

#### 本論文の目的と方法

本論文「自律と法——カントにおける法哲学の基本的構想」の目的は、イマヌエル・カント (Immanuel Kant) の『人倫の形而上学』(1797年)「法論の形而上学的定礎」(以下、「法論」と略記)を主要テキストとして、カントの提示する法 (Recht) 概念の基礎づけを解明することである。この目的のために、本論文は、二つの課題に取り組む。一つは、カント哲学全体における法哲学の位置を確定することであり、第Ⅰ部で取り扱われる。もう一つは、「私法論」「公法論」における基本的な義務や原理の基礎づけが、カントによってどのように遂行されているかを分析することによって、カント法哲学を、一つのアприオリな体系として提示することである。このことが、第Ⅱ部の主題である。

『人倫の形而上学』出版から1970年代に至るまで、カントの法哲学および『人倫の形而上学』という著作は、一貫して軽視され、酷評されてきた。そのような意見の代表例は、「老衰の産物」というショーペンハウアーの評価や、『カント政治哲学講義』におけるアーレントの批評にみることができる。しかし、1970年代以来、カントの法哲学の研究は、質・量の両面において飛躍的に発展してきた。ショーペンハウアーの下したような評価は、もはや過去のものとして扱われ、忘れ去られようとさえしている。カント法哲学研究の不遇の時代は、完全に去ったのである。

ただし、カントの法哲学が「老衰の産物」ではなく、彼の哲学体系にその一部として組み入れられるような思想であることに、多くの人々が同意するようになっても、どのようなかたちで体系に組み入れられるかという点では、意見の不一致が残されている。本論文は、先行研究の大半と同じく、カント道徳哲学(実践哲学)と法哲学との関係を解明することによって、当該の問題を検討する。その際、カント哲学における法哲学の体系上の位置づけを理解しようとするなら、次の二つの契機をふまえて考察することが必要であるという想定を立てる。

一つ目の契機は、私以外の人間、つまり他の人の存在である。さまざまな義務の体系的な類別を目指す『人倫の形而上学』は、すべての人間を、私と他の人に区別するところから出

発する。「法論」において他の人ということでカントが念頭に置くのは、認識主体としての人ではない。カントの法哲学において、他の人は、私をなんらかの行為へと規定してくる者とみなされる。ある人が「それは自分のものだ」と言うとき、それは、「だれもそれを（自分の許可なく）使用してはならない」という、行為への規定である。私だけでなく他の人もまた、私の行為を規定しうる存在者なのである。しかし、その規定をめぐる、私と他の人はしばしば対立し、衝突する。というのも、たいていの場合、私にとっての目的や利益は、他の人にとっての目的や利益ではなく、他の人が私にしてもらいたい／してほしくないことは、私にとってはかならずしもそうではないからである。法は、私と他の人とのこのような（潜在的ないし顕在的な）対立関係と、その克服の問題を扱う。

もう一つの契機は、意志の自由である。意志の自由は、カント実践哲学においてもっとも重要な概念の一つであり、純粋実践理性の自己立法のことを指している。カントの法哲学は、実践哲学の一部として、すべての人の意志が自由であることを前提として議論を展開している。法哲学の課題は、自由な意志を有する存在者であるかぎりでの人間にふさわしい法のあり方を探究することである。

これら二つの契機のうち、後者がカント法哲学の整合性と、そして哲学体系全体との連関を確保する契機であるのに対し、前者は、法哲学を他の領域から独立させる役割を果たしている。カント哲学全体、さらに言うと彼の実践哲学の内部で、法哲学を他の学問分野から独立させるのは、他の人から妨害されることなく自分の目的を果たそうとする〈私〉と、（私の主張とかかわりなく）私の行為を指定しようとする者としてまず表象されるかぎりでの〈他の人〉との関係という、この契機である。この二つの契機を照らし合わせるならば、カントの法哲学は、「互いに何らかの行為へと強いる私と他のすべての人との関係の形式」を考察の対象とし、「その形式を規定するアプリアリな法原理を見いだす」営みであると整理されるだろう。

このような観点にもとづいて、本論文は、カントにおける法哲学の基本的構想がいかなるものであるかを描出する。以下では、本論文の概略を章ごとに示す。

## 第I部 法と道徳

第I部「法と道徳」は、カント哲学における法と道徳の関係を解明することを目的としている。第I部は以下の四つの章から構成される。まず、第1章・第2章では、法と道徳の関係を検討するための予備的な研究として、先行研究の検討と問題点の整理を行い、法哲学と対置される道徳哲学がどのようなものかを示す。カント哲学における法と道徳の関係についての本論文の独自の検討が示されるのは、第3章・第4章である。第3章では、法と道徳を区別する契機と結びつける契機とを、それぞれ示す。第4章では、法と強制との必然的な結びつきが、カントの道徳哲学と両立しうることを示し、法哲学における強制が義務履行の動機ではなく、権利概念と結びついていることを確認する。

## 第1章 法と道德の関係をめぐる諸問題の整理

まず、第1章「法と道德の関係をめぐる諸問題の整理」では、カント法哲学にかんする有力な先行研究をとりあげ、その解釈の成否を検討し、本論文第1部で検討されるべき問題を限定する。

カントにおける法と道德のつながりは、昔から疑問視されてきた。というのも、法哲学においては、カントの道德哲学ではおなじみの、義務を義務からなすという契機が等閑視され、たとえば刑罰への恐怖から法義務を履行することが、『人倫の形而上学の基礎づけ』（1785年、以下『基礎づけ』と略記）などでカント自身が批判していた「意志の他律」そのものであるように見受けられるからである。このような法の性質は、『人倫の形而上学』より前のカントの実践哲学の構想といかなるかたちで結びつくのか、カントの『人倫の形而上学』における記述からは明らかではなく、その結果、法と道德の関係をめぐって多くの解釈が提示されることとなった。

先行研究においては、超越論的観念論や意志の自由などのカントの哲学的諸前提から法哲学が独立しているとする「独立テーゼ」と、そのような諸前提に依存しているとする「連続テーゼ」が対立し、どちらも一定の支持を獲得してきた。いくつかの有力な先行研究を検討するかぎりでは、「独立テーゼ」を採用するのは困難であると思われる。というのも、独立テーゼをとるためには、法における普遍性の契機や義務の定言性を放棄しなければならず、それは明らかに、カント自身の少なくともいくつかの記述を無視することと同じだからである。

しかし、連続テーゼをとるにせよ、独立テーゼの擁護者が主張するように、いかなる要素が法と道德を区別させるのかを、まずは明確に示さなくてはならない。そのうえで、そのような区別を保ちながら両者はやはり連続的であると主張するに十分な根拠を示さなくてはならない。法と道德の連続性をうたいながら単に法を道德の一定の領域に還元するような解決法は、許されていないのであって、連続テーゼをとるにせよ、法と道德の独立性はなんらかのかたちで確保されなければならないのである。

そこで、本論文が連続テーゼを正当化するために解決が必要な基本的課題を、以下のよう

に三つに整理する。

第一に、定言命法から法のさまざまな法則や概念が「展開される (entwickeln)」、あるいは「導出される (ableiten, derive)」とは、いかなる事態を指しているのか。連続テーゼを支持する先行研究のなかでも、そのことをめぐって解釈の相違が存在していた。たしかに、カントの記述から明らかであるとはいいがたい。カントの道德哲学の諸前提に反するよう

に見える法概念のさまざまな要素を無視することなく、それでいながら法と道德との連続性を保持することを可能にするような説明が必要である。

第二に、外的自由をどのようにとらえるのか。先行研究では、「空間と時間のなかで実行される行為に対する自由」、「自分で目的を立てる自由」、「(感性的刺激や衝動からではなく)自分の立てた目的に従って行為する自由」、そして「他の人の強制からの独立」と、論者に

よって、定義の仕方が分かれていた。問題なのは、いずれの解釈にも、テキスト上の根拠があるように思われることである。また、その外的自由が『基礎づけ』『実践理性批判』などで示された意志の自由とどのような連関をもっているのか、また、内的自由と外的自由がどのような観点で区別されるのかを解明する必要がある。

第三に、外的動機ないし強制の問題である。法義務は、道徳的ないし倫理的義務と異なり、義務の意識以外の動機を許容する。法義務が外部的強制によって遂行されてよいなら、それは、義務を義務の意識から果たすことを求める『基礎づけ』での議論と両立しうるのか。

そして、これら三つの問いに十全な解答を示すことを、第I部の課題とする。(第一と第二の問いは第3章で、第三の問いは第4章で検討する)。

## 第2章 道徳法則と自由

第2章「道徳法則と自由」では、法と道徳との関係を論じるための予備的研究として、カントの道徳哲学がどのようなものであるかを確認する。

道徳哲学にかんするカントの著書と目される『基礎づけ』において、定言命法は、いくつかの法式において表示されている。本論文では、格率の普遍化可能性を命じる「普遍性の法式」、人格における人間性を単に手段としてではなく、同時に目的として扱うことを求める「目的の法式」、すべての理性的存在者の意志が普遍的に立法的な意志であるとする「自律の法式」とくにとりあげて検討する。これらの法式から、カントの道徳哲学の中核として、道徳法則の定言性やアプリアリ性、普遍妥当性と、純粹実践理性と意志との同一性という思想を読み取ることができる。

カントのこのような道徳哲学の基本的な構想は、『人倫の形而上学』でも引き継がれていると見なすことができる。ただし、『人倫の形而上学』では、「意志」よりもむしろ、「選択意志」という欲求能力の規定に焦点が当てられている。「人倫の形而上学への序論」の説明によれば、意志は法則にかかわり、選択意志は格率にかかわる。意志が実践理性と同一視され、道徳法則の規定から外れることができないとされる一方、人間はつねに道徳法則の規定に従って行為するわけではない。カントは『人倫の形而上学』において、叡知的存在者としての人間／感性的存在者としての人間の差異として語られていたこの事態を、意志／選択意志という区別にもとづいて語り直そうとしている。そして、「法論」ではとくに、複数の選択意志どうしの関係が考察の対象とされることとなる。

以上の予備的な考察にもとづき、第3章と第4章では、カントにおける法哲学の位置づけが、そして、法と道徳との関係がどのようなものであるかを検討する。

## 第3章 批判から人倫の形而上学へ

第3章「批判から人倫の形而上学へ」は、カントの道德哲学が彼の法哲学にどのようにかわりうるのかについて検討し、法がどのような点で道德と連続的であるかを明らかにすることを目的にする。

まず、バートウシャットの研究にもとづいて、カント哲学での基本的枠組みである〈批判 Kritik〉と〈形而上学 Metaphysik〉の相違に着目し、法と道德との関係をとらえなおすことから、考察を始める。

『純粋理性批判』以降、カントは一貫して批判を、形而上学を確立するために不可欠な準備作業と位置づけていた。形而上学は、純粋理性の体系であり、「たんなる概念からのア priori な認識」とも言い換えられるものである。純粋理性は、可能的経験の諸条件を超え出たところにおいて真理を主張する。だが、批判によって理性の使用の適正さが判定されなければ、形而上学は、学としての確実性を得られない。それゆえに、形而上学は、批判を必要とする。

この事情は、理論哲学だけでなく、実践哲学でも同様と考えられる。『人倫の形而上学』の記述に従えば、カントは『人倫の形而上学』を執筆する時点で、人倫の形而上学の根底におかれるべきア priori な原理、すなわち定言命法が解明され、かつ、それを通じて自律としての意志の自由が『基礎づけ』『実践理性批判』において、つまり〈批判〉を通じてすでに示されたことによって、自分が人倫の形而上学の体系を構築する準備はすでに整っていると考えていた。この観点で考えるなら、カント哲学における法と道德の関係は、二項関係でとらえることはできず、むしろ三項関係で説明する方が適切である。すなわち、カントの実践哲学の体系は、まず〈批判〉に当たる〈道德性〉の領域と、それに通じて根拠づけられる〈人倫の形而上学〉に区分され、次に、この〈人倫の形而上学〉が〈法 Recht〉と〈倫理 Ethik〉の領域に、つまり法論と徳論に分けられている。

以上の理解を受け入れたうえで、法と道德の区別（カントの場合、〈法〉と〈倫理〉の区別）と、法と道德の連続性（同じく、〈法〉と〈道德性〉の連続性）は、以下のように整理することができる。すなわち、〈人倫の形而上学〉において、法と倫理の区別は、〈私〉に対して〈他者〉が二重に——異なる人格としての私と他の人、純粋実践理性と傾向性——理解されることから生じる。その際、カントは、目的の設定というレベルで意志の自由の問題を二つに分けて考察しようとする。すなわち、他の人の目的に対する単なる手段にすぎないことをするよう他の人から強いられるのも、自分の傾向性がたてる目的しかもちえないというのも、他律につながる。この考察から、自由は外的自由と内的自由へ、人倫の形而上学は法論と徳論へと分岐する。ここにおいて、法と倫理が、互いに異なる領域として確立される。

それに対し、法と道德性が連続性を有することの根拠は、次のような思考を辿ることによって、法論特有の自由＝自律概念のうちに見いだすことができる。

『基礎づけ』での自由と同じくカントの外的自由（法的自由）にも消極的概念と積極的概念の両方を見いだすことができるというバードとフルシュカの示唆に従うなら、先に述べた、法の領域における〈他者の強要からの独立〉という消極的概念がカント法哲学のなかで

成立するためには、(自律、つまり理性の自己立法という意味での) 積極的概念が伴われなければならないこととなる。また、従来の解釈と異なり、内的自由と『基礎づけ』『実践理性批判』での自由は、同一視されてよいものではない。このことは、空間と時間の関係との類推を通じて法と倫理の関係を説明しようとするカント自身の説明と合致する。倫理的立法も、1780年代の著作における立法とは異なる位置づけがなされるものであり、外的自由も内的自由も同じように、〈批判〉の思想を基盤としてそこから展開された概念である、とすることができる。

外的自由の積極的概念については、次のように述べることができる。『人倫の形而上学』『徳論』でのいくつかの引用に従えば、法論の最高原理は、定言命法そのものとみなすことができる。ただし、ここで普遍化可能性を要求されるのは、「外的自由にかんする格率」、すなわち、他の人を何らかの行為へと規定しようとする格率のみである。このような格率にアプリアリな条件を課すのは、カントの実践哲学上は自由な意志(純粹実践理性)でしかありえない。法の領域においてこの自由な意志がかかわるのが「外的自由にかんする格率」の普遍化可能性のみであることは、法的行為からは自己のみにかかわる要素がすべて捨象されるということであり、このような手続きを介して、自由な意志は「他の人の意志でもありうるような意志一般」とよばれるようになる。この「意志一般」の概念を通じて、他の人は、自分の目的のために私を強要する外部的存在ではなく、私と同じ自由な立法主体とみなされるようになる。法は私も他の人も自由であるための条件であり、この点に、法が自律的であることの意義がある。

#### 第4章 法と権利

第4章「法と権利」では、前章までに得られた知見にもとづいて、「法の普遍的原理」と「私たち自身の人間性における権利」、「生得的権利」など、「法論」における中心的概念を解釈しなおすことを目的とする。それと関連して、法と強制との必然的なつながりがカントの道徳哲学の思想と十分に両立することを示す。

「法の普遍的原理」は、選択意志の関係の形式への拘束性を示す「法論の最高原理」である。この原理は、通常考えられているように、「互いの権利を侵害してはならない」という人格間の相互性に力点があるのではない。むしろカントは、そういった同語反復に陥らざるをえない形式的な法理解を出発点とする代わりに、普遍的法則による選択意志どうしの関係の規定という、有意味な(=空虚ではない)理解をもとに、彼自身の法哲学の体系を構築している。

法の普遍的原理にもとづいて、法と必然的に結びついている強制は次のように整理される。すなわち、カントにおいて強制は、法的な義務を遂行するための手段として正当化されているのではない。カントが法と結びつけている強制は、強制権能である。強制権能は、自分の選択意志の自由が普遍的法則に従っている場合に、他のすべての人に対して該当する行為の履行ないし不履行を義務とする権能である。たとえ人々のあいだに同意がなかった

としても、私は、他の人を義務づけ、その行為を実行するよう強制する。このように、何が正しいかにかんして同意が存在しない場合に義務づけが強制として把握されるかもしれないからこそ、このような義務づけの能力は、強制権能ともよばれうる。

一般的な見解と同様カントにとっても、強制が法と倫理を区別するためのメルクマールであることは、明らかである。しかし、「法論」において、法的強制は、人に（いやいやながらも）義務を履行させる際の動機（「罰せられたくないから法に違反しない」）との関連でとらえられているわけではない。カントは、法的自由と強制権能との同一性というテーゼを提示する。すなわち、強制は、ある行為が合法か不法かにかんして他の人とのあいだで合意できなかつたときでも、もし私の意見が正当であれば当該行為の履行（不履行）を他の人に強制することができる、という文脈で論じられている。これは、すべての人には他の人を義務づける権能が与えられており、その義務づけが時として強制として表象される、ということであった。法的な自由と強制権能が同一であるという観点において、〈普遍的に妥当する法〉から〈すべての人に付与される権利〉への転換が可能になったのである。

一切の法的作用によらず、ただ法の普遍的原理のみから導出される権利を、本論文では〈人間性にもとづく権利〉とよび、そのような権利として「私たち自身の人格における人間性の権利」と「生得的権利」を挙げた。

「私たち自身の人格における人間性の権利」は、可想的人間としての自己が現象的人間に対してもつ権利であって、その現象的人間にとっては「自己自身に対する法的な完全義務」となる。この権利（義務）は、権利主張の権限を放棄することができないこと、そして、その権利主張にはある種の誠実さという条件が付随していることを示している。他方、「生得的権利」は、他の人の強要的な選択意志からの独立としての自由を意味する。カントの言う生得的権利は、現代の基本的人権のように、複数の権利として考えることはできない。そうではなく、カントの生得的権利は、法の諸義務や諸権利が、生存権や言論の自由など、具体的にさまざまな形態をとろうとも、それが法の義務や権利であるかぎり、つねに保持されるべき形式を表していることを示した。

以上が第Ⅰ部の構成である。第1章で提示した、カント哲学における法と道徳の連続性にかかわる三つの問いに対しては、第Ⅰ部の議論を通じて、次の解答を示すことができる。

まず、定言命法から法の諸概念が「導出される」「展開される」というのは、意志の自由という観点から、法にかかわるさまざまな概念がアプリアリなものとして提示されうる、ということの意味する。二つ目に、「外的自由（法的自由）」は、「他の人の強要的な選択意志からの独立」と「意志一般によるアプリアリな法的立法」という二つの側面から理解されうる。三つ目に、強制権能として考えるかぎり、法と必然的に結びついている強制は、義務を義務からなすように命じるカント道徳哲学の思想と十分に両立する。

第Ⅰ部での解明にもとづき、第Ⅱ部「自由にもとづく法のアプリアリな体系」では、「私法論」「公法論」での法的義務や権利の基礎づけがどのようなものであるかを検討した。

## 第II部 自由にもとづく法のアプリオリな体系

第I部の知見をふまえ、第II部では、第I部において確認された事柄を前提として、『人倫の形而上学』「法論」の本論である「私法論」「公法論」の基本的原理を示し、最終的に「法論」の構想を一つの哲学的体系——自由にもとづく法のアプリオリな体系——として描出することを試みる。

この検討に先立ち、まず私法と公法の相違を確認する。私人間の関係を規定する私法に対し、公法は私法を保証する法であると述べる。ただしこれは、公法が個々人の権利をその物理的な力によって保護する国家についての法であると述べているわけではない。カントの説明によれば、私法と公法は、アプリオリな理性法と経験的な実定法（制定法）というかたちで区別されているのではなく、どちらも、哲学的な議論の内部においては、純粋実践理性に由来する理性法とされる。公法は、私人間の法的関係を扱う私法と対置されるもので、「公共体」のありかたを規定するアプリオリな法である。

### 第5章 私法

第5章「私法」は、「私法論」第一編第一節から第七節までの検討を通じて、カントが外的対象の占有をどのように正当化しているかを考察している。先行研究では、当該箇所の議論は錯綜している、と評されてきた。それに対し、本論文は、先行研究の多くがそのような解釈に陥ってきた二つの原因を明らかにする。すなわち、第一に、「私法論」第二節での許容法則を「例外を許容する原理」とみなすこと、第二に、「外的対象の占有が可能であること」と、「外的な私のもの・あなたのものが可能であること」のあいだにある差が理解されていなかったことである。そして、この二点を踏まえるなら、「私法論」の議論は首尾一貫したものとして読み解くことができるという想定のもとに、「外的な私のもの・あなたのもの」の正当化の過程を検討する。

「私は外的対象をもつことができる」という、私法における基本的な命題が両義的に理解されることを、カントは「私法論」のなかで自らの哲学の枠組みに依拠するかたちで示した。それを可能としたのが、「身体による（感性的）占有」と「単に法による（叡知的）占有」という区別である。この区別にもとづいてカントは私法の経験的基礎づけを退け、叡知的占有だけが「外的な私のもの・あなたのもの」を可能にする占有であることを証明した。その根拠となったのが「実践理性の法的要請」という法原理であり、また、占有対象が「私の内／外にある」ことの区別であった。

この演繹の意義は、叡知的占有の概念を経験的对象に適用する際のカント自身の議論のうちに見いだすことができる。もとより有限な理性的存在者である人間には、対象とのこの叡知的な結合を経験的に把握することは不可能である。それでありながら、この概念は実践的な実在性をもつとされる。それは以下の事情による。先占や労働を権利（とくに所有権）の根拠とみなす経験論的な思想において、権利の主張はつねに一方的なものであった。そこ



での諸人格の関係はつねに服従でしかなく、その自由は互いに侵害されることとなる。カントにとって法は普遍的法則に従うすべての人の自由の両立ないし調和を目指すものであり、経験論的な前提を受け入れることができない。主体と対象との純粹に法的な関係すなわち観知的占有を想定することは、他人の自由の侵害という問題を解決するためには不可避のことであった。

そして、観知的占有という概念を経験の対象に適用するという場面において、議論の主題は、主体と対象との関係から、その対象に対する他の人からの干渉を正当に排除するという人格間の関係へと転換される。観知的占有を前提とする場合のみ、私法はただ人格どうしの相互拘束的な関係として理解される。そしてそのような関係が成立している場合にのみ、人は互いに自由であり続けることができる。カントが身体的／観知的という二分法にもとづいて占有の問題を考えたのは、このような法的自由を確立するためである。

## 第6章 公法

第6章「公法」は、カントの公法論の体系的構想がどのようなものであるかを明らかにすることを目的にする。カントの私法論は、個人がもつことのできる一連の取得権、すなわち物権と債権、物権的債権を扱う。それに対し、公法論は、それらの権利を保証する公法を、考察の対象とする。カントは公法を、国家法、国際法、世界市民法という三つのカテゴリーに区分した。国家法と国際法、世界市民法はすべて共通して、権利の保証という課題を負っている。このような公法を分析するため、本論文は、まずカント公法論が社会契約論として構想されることの意義を探求し、そのうえで、先の三つの公法をそれぞれ考察する。

権利が保証されるためには、人々は自然状態を脱却し、市民状態に入らなければならない。これは、通常社会契約論にみられる発想である。だが、カントにおいて、市民状態で権利が「保証」されるという言葉が意味するのは、国家が自らの力を頼りに各人の権利が侵害されない環境を実現する、ということではない。各人の権利は、権利の正当性を万人が一致して承認しうることによって、保証される。その全員一致の承認を可能にする状況が、市民状態であり、人々は市民状態へ移行する義務をたがいに負うのである。この市民状態は「すべての人の統合された意志」が支配する状態である。カントにおいて、現実の支配が一方的・特殊な意志によってなされることが制度上保証されている状態が、市民状態（法的状態）である。そして、市民状態を現実にするための共同体、すなわち「公共体」を創設するための法が、公法なのである。

社会契約論においては通常、市民状態は国家と同一視される。だが、カントにとって、法的状態（市民状態）への移行は、国家への加入と同等視されるものではなく、むしろ、国家が国際法や世界市民法の規範のもとに服することがなくては、この移行は果たせない。公法が一つではなく三つのカテゴリーからなることから、公共体たる国家がつねに複数のものとして存在しうることを、カントが「公法論」を執筆するときに想定していたことが伺われる。国家の支配が正当化されるためには、単に成員や他国に自らの決定を貫徹させるため

の力をもつだけでなく、その内的構制においても、外部との関係においても普遍妥当的なルールに従わなければならないのである。

この三つのうち、国家法は、国家体制のあり方についての規範である。1790年代を通じてカントは、共和制と独裁制の区別や、三権分立といった制度論に、哲学的な論拠を与えることを試みつづけた。その最終段階に位置づけられる『人倫の形而上学』ですら、カントの最終的な結論とみなすことはできないとはいえ、国家の決定（立法・行政・司法のどの面でも）が特殊的・個別的人格の選択意志に依存しないようにするための手続きを規定することを、カントは法哲学体系における国家法の役割と考えている。

国際法と世界市民法は、戦争と植民活動という、18世紀当時の国際情勢下の問題に対処するため、カントが提示した規範とみなすことができる。カント以前において、国際法は、諸国家が戦争を始めるあるいは遂行するのを正当化するために引き合いに出される法であった。それに対し、カントは、国際法を、国家間の紛争を戦争ではなく討議（訴訟）によって解決するための法であり、そのための国際的政治制度——国家連合——を設立する義務があることを示す規範ととらえている。また、世界市民法も、他国の人々との交流を試みる権利がすべての人にあることを示し、国家と外国人や、国家と国家外の集団との関係もまた、法のもとにおかれなければならないことを示している。

第5章でみるように、法は、所有権や債権など、その個別領域においてはさまざまな形態をとりうるが、一貫して、私と他の人の関係のアプリオリな形式（普遍的な諸法則に従う自由の両立）のみを扱っている。また、第6章の考察によれば、立法の主体が、特定の個人や集団ではない「すべての人の統合された意志」でなければ、各人の自由は侵害されることになる。このように考えるなら、私法と公法はそれぞれ、自由な立法主体としての私と他のすべての人の関係がどのように規定されるべきかということと、自由な立法主体であるかぎりでの私と他のすべての人が、この関係をどのように規定すべきかという手続きについて論じていることになる。よって、自他関係と、自律としての自由という、カントの法を特徴づける二つの契機は、法を私法と公法という二つに分けて考える契機にもなっている。ここにも、カント法哲学の体系性を見いだすことができる。

## 結論と今後の展望

ここまで見てきたように、本論文は、カントの法哲学が彼の哲学体系の一区分として位置づけられるにふさわしい一貫性を兼ね備えているかという先行研究上の問いを引き受け、カント哲学の体系全体における法哲学の位置づけを明らかにし、また、そのように位置づけられた法哲学がそれ自体としてどのような構想を保持しているかを明らかにした。

本論文の解釈がカント法哲学についての従来の研究の多くと異なっているのは、法と道徳とを論じる際に、両者を二項関係でとらえるのではなく、〈道徳性〉と〈法〉、〈倫理〉という三項関係でとらえる、という点である。このようにとらえることによって、法と道徳が

連続的でありながら同時に区分されるという複雑な関係は、次のようなかたちでシンプルに整理することができるようになった。すなわち、法と道徳との連続性（本論文の場合は〈法〉と〈道徳性〉の連続性）を保証するのが、「自律としての自由」である。そして、法と道徳の相違（本論文の場合は〈法〉と〈倫理〉の相違）は、「私と、私以外の存在」についての二重の理解に由来しているのである。

カントの法哲学におけるこの二つの契機——自律としての自由と、自他関係——は、法の主体の性質と、法の対象を表しており、この観点抜きに、カントにおける法哲学の基本的構想を理解することはできない。法の領域においては、自分だけではなく、自分とは区別される他の人格もまた、自由な立法者である。カントにとっては、理性的存在者、そして自由な立法者としての〈他の人〉が立ち現れてくる場として、〈倫理〉に還元することのできない固有の領域を構成するのが、〈法〉なのである。また、他の人に対する倫理的義務は、「他の人のものを勝手に使用してはならない」「他の人を奴隷にしてはならない」「契約は守らなければならない」など、内容面で法義務と同一のものであっても、倫理的義務である以上はその人々自身が立法者として私の行為を規定するという契機をもたないので、法義務の代わりにはなりえない。

倫理の領域から厳格に切り離されたうえで、すべての人を自由で平等な権利主体とみなす、カントの法哲学は、近代的な法思想の典型であるといえよう。カントの法哲学の独自性は、このような個別的人格のうちに同時に法における公共性の根拠を見いだすことにある。本論文の解釈によれば、「すべての人の統合された意志」は、法の領域における純粹実践理性であり、各人の個別意志とは別のもので成立するのではない。カントは、法から個別的人格の意志規定にかんするあらゆる契機を取り去ることを通じて、法の領域における実践理性を、特定的人格に帰属することのない「意志一般」、そして、すべての人の「意志」として発見するに至る。そして、「すべての人の統合された意志」による立法に、すべての人の自由の両立可能性をおいたのである。

カント法哲学研究の今後の課題として、以下のことを指摘することができる。カントが『人倫の形而上学』冒頭で述べているように、「公法論」で示された諸制度の構想は、いずれもカントにとっての最終的な結論とみなしえない。主権国家を基盤とする近代的な政治制度がどの程度の有効性を保っているのかという問題は、現代の政治理論のなかでも活発に議論されている。それらの知見を摂取しながら、カントの公法概念に適合的な、新たな公法体系や政治制度を探求することが、カント法・政治哲学の研究における今後の重要な課題の一つとなる。その検討のなかでは、公法が三つのカテゴリーからなるといった基本的な思想ですら再考を求められるだろうし、本論文で検討した制度論だけでなく、言論の自由や公開性、投票についてのカントの見解を引き合いに出すことも重要である。